

## 第5章 資産及経費

### 資産状況

當所は設立當初に於て御下賜金、政府補助金、民間實業家等よりの寄附金を得て創立されたが當時よりの財源は下記の如くである。

御下賜金	大正 6 年より 10 年間 毎年 100,000 圓宛	1,000,000 圓
政府補助金	大正 5 年より大正 11 年迄に	1,650,000
	大正 12 年より 10 年間 毎年 250,000 圓宛	2,500,000
	昭和 8 年より昭和 12 年迄に	900,000
民間實業家寄附	創立當時	3,081,700
同	其後の分	871,328
合 計		10,003,028

政府の補助金は昭和 13 年以降交附されぬ事となつたが、其後は自己製品の發賣、特許權の許諾或は實施報酬、民間よりの寄附等にて漸次収入増加をはかり最近に於ける資産状況は下表の如くである。

貸借對照表 (昭和 16 年 3 月 31 日)

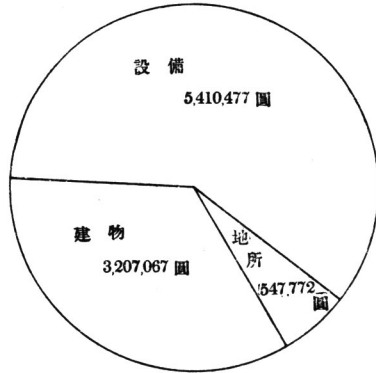
資 産		負 債	
	圓		圓
銀行預金	689,368.23	資 金	10,042,100.00
郵便振替貯金	5,274.93	預 り 金	16,500.00
現 金	10,000.00	固定資産減價引當	4,600,461.63
有 價 證 券	12,393,197.80	別 口 引 當 金	41,856.00
地 所	547,772.92	假 受 金	418,510.45
建 物	3,207,767.35	諸 準 備 金	689,227.14
設 備	5,410,477.06	支 拂 手 形	8,006,080.06
貯 藏 品	68,698.66	當 期 剩 餘 金	539,353.58
假 拂 金	459,696.12		
未収入賣掛金	254,037.83		
製作品及材料	675,701.18		
受 取 手 形	632,096.78		
合 計	24,354,088.86		24,354,088.86

上表中研究施設投資額として土地、建物及設備の金額は總額 9,160,016 圓となり其割合は第 5 圖の如くである。現在東京市本郷區上富士前町及小石川區駕籠町にある敷地は 14,802 坪、建物 97 棟 10,436 坪である。今日迄に於ける資金累年増加状況は第 6 圖に示す如くである。

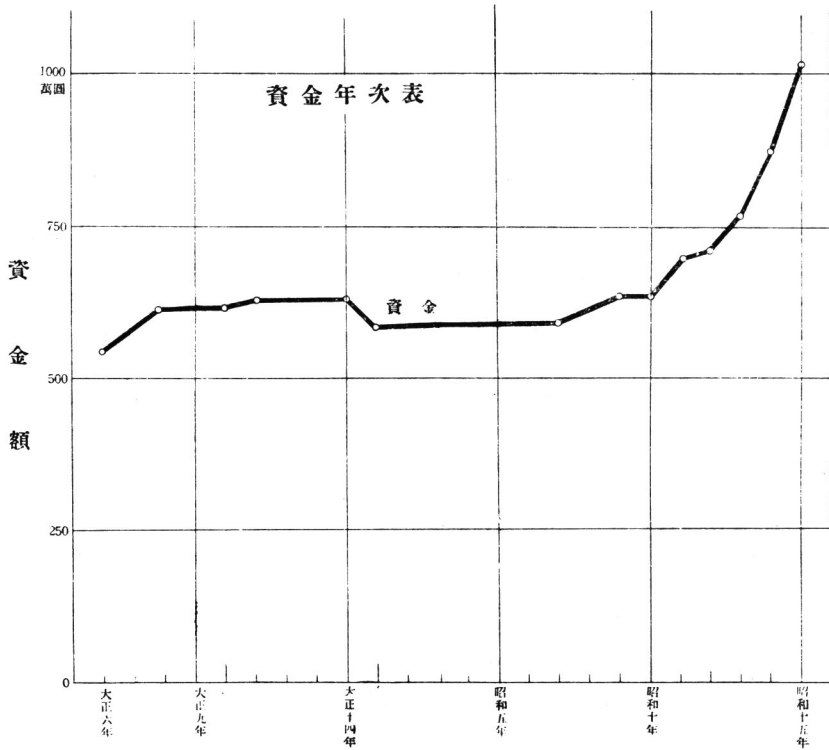
研究施設投資額

(昭和 15 年度)

總額 9,160,016 圓



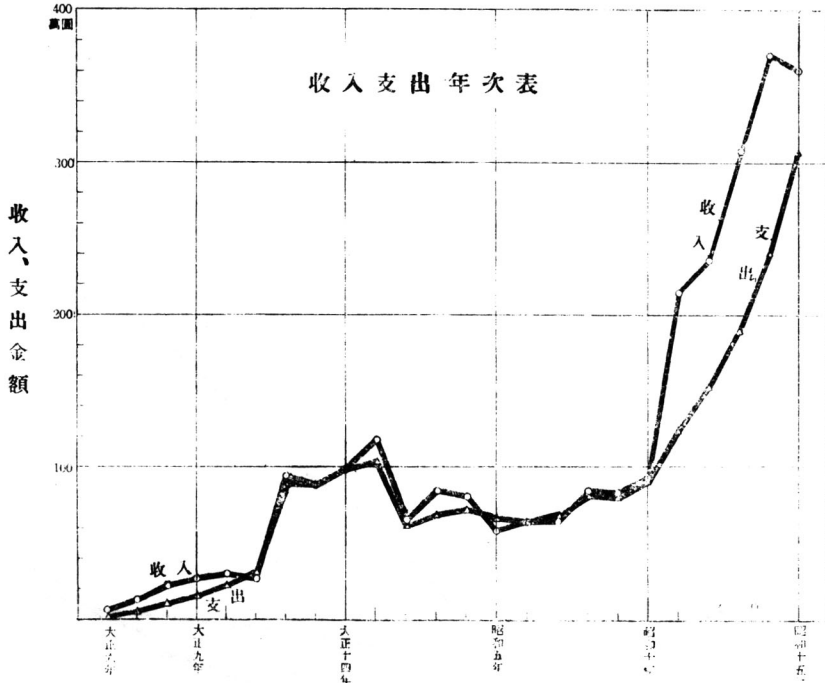
第 5 圖



第 6 圖

## 年度經費

創立以來の毎年度収入及支出は第7圖に示す如き變遷を示して居るが近年は研究の活潑化に伴ひ支出の如きも急激に上昇しつつあるは圖に明である。最近年度に於ける收支は次表の如くであつて年額 360 萬圓を突破して居る。



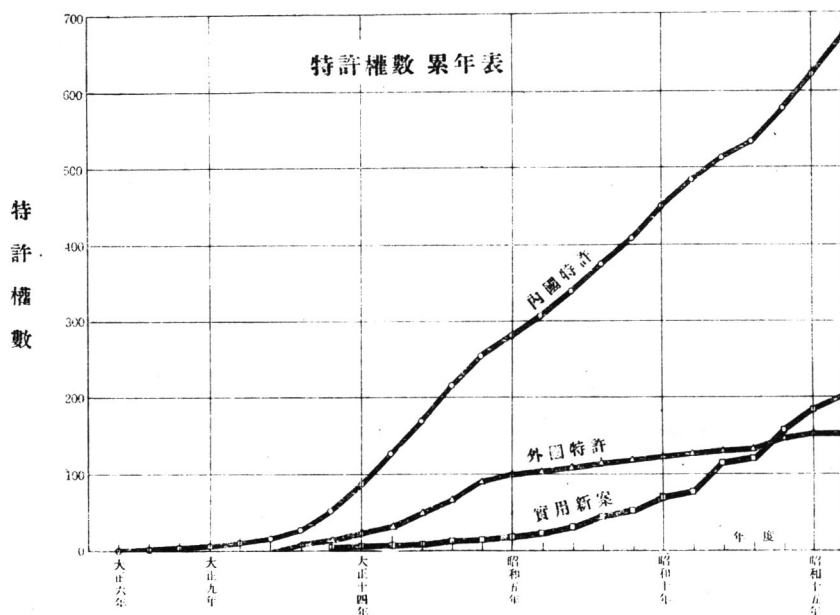
第 7 圖

### 事業勘定書 (自昭和 15 年 4 月 1 日 至昭和 16 年 3 月 31 日)

	収入 圓		支出 圓
利息及配當金	875,521.91	事務費	170,939.41
貸地、貸家料	600.00	(俸給及諸給)	57,145.37
研究費收入	136,925.76	(業務費)	113,793.54
特許發明實施 許諾報酬	2,181,859.40	研究費	2,901,088.19
有價證券賣買 償還差金	5,500.00	(俸給及諸給)	1,449,657.09
雜收入	367,433.46	(事業費)	1,451,431.10
<b>小計</b>	<b>3,567,840.53</b>	<b>小計</b>	<b>3,072,027.60</b>
作業收益繰入	43,540.65	當年度剩餘金	539,353.58
<b>合計</b>	<b>3,611,381.18</b>	<b>合計</b>	<b>3,611,381.18</b>

## 第6章 特許權及び研究の事業化

當所に於ける研究の結果，所員のなしたる發明の特許權は總て無償にて當所へ讓渡する事になつて居る。創立以來當所の所有する特許權は逐年増加の傾向を示して居るが其の情況は第8圖に示す如くである。昭和17年1月1日現在に於ける所有數は，内國特許669件，滿洲國特許40件，其他の外國特許153件，實用新案195件である。



第 8 圖

當所の特許，實用新案等が實施せられ事業化する場合は，當所は實施當事者と協議の上，情況に應じて許諾料或は實施報酬を規約して實施を許可する。實施報酬は製品により又情況により相異なるが，一二の實例を示せば，合成清酒に於て石當り1圓乃至2圓（1石公定價163圓），精密機械類に於て定價の5~7%，藥品類に於て5~30%等がある。當所は大體實施報酬の75%を當所の収入とし25%を發明者に支拂ふ事になつて居る。

近年當所の發明特許を實施事業化する會社續々現れ，關係會社は數十社に及んで居る。創立以來當所に支拂はれたる許諾料及實施報酬は次表の如くである。

特許權實施報酬等内譯

	總 額	許 諾 料	會社數	實 施 報 酬	會社數
昭和 3 年	30,237.12			30,237.12	3
" 4	19,507.31			19,507.31	5
" 5	10,351.08			10,351.08	7
" 6	14,586.01			14,586.01	7
" 7	43,154.29			43,154.29	5
" 8	304,931.59	270,000.00	2	34,931.59	9
" 9	107,220.05	61,000.00	2	46,220.05	11
" 10	269,146.75	121,505.64	5	147,641.11	20
" 11	746,581.33	510,000.00	6	236,581.33	30
" 12	564,808.66	212,694.00	5	352,114.66	30
" 13	1,676,667.10	940,408.76	14	736,258.34	28
" 14	1,792,665.90	268,700.00	8	1,523,965.90	46
" 15	2,181,859.40	82,500.00	2	2,099,359.40	54
	7,761,706.59	2,466,808.40	44	5,294,898.19	255

上記の如く昭和 3 年より昭和 15 年迄の 13 年間に各關係會社より特許實施に關し當所に支拂はれたる金額は總額 7,761,706.59 圓であつて、内許諾料は 44 社、2,466,808.59 圓、實施報酬は延件數 255、總額 5,294,898.19 圓である。許諾料に於ては平均 1 社約 56,000 圓、實施報酬に就ては平均 1 件 1 年當り約 20,700 圓となる。是等の數字は事業會社の規模よりすれば、必らずしも多額の負擔とはならないのであるが、當所にとつては重要な財源となり、純理學の研究の促進に貢獻して居ること大であると云はねばならない。

— 完 —

